



# 夫の物を勝手に捨てた妻を訴えることはできる？

弁護士 寺中 麗子

## 【事案の概要】

マンションで妻と2人暮らしをしているAさんは、子どもの頃からミニカー収集の趣味があった。結婚後も、自身の小遣いで収集を続け、その膨大なコレクションは一部屋を占領するほどだった。

子どもができたため、妻から「本当に大事な物だけ残して、後は処分してほしい」と再三にわたり言われていたが、Aさんは聞く耳を持たなかった。

ある日、出張が終わって家に帰ると、沢山あったミニカーが全て無くなっていった。Aさんが妻に聞くと、「邪魔だったから、代わり捨てておいた。すっきりしたでしょ」と嬉しそうにしている。長年のコレクションを失ったAさんは、怒り心頭です。

Aさんは、妻を訴えることができるのでしょうか。

## 【解説】

Aさんが集めたミニカーは、Aさんの所有物ですので、たとえ妻であっても、Aさんの許可なく、勝手に処分することは許されません。夫婦間の問題ですので、実際に訴えることが現実的か否かは別にして、法的には、勝手に捨ててしまった妻の行為は、不法行為（民法第709条）として、損害賠償の対象となる可能性があります。Aさんは妻に対し、どのような損害の賠償を請求できるのでしょうか。

まず、処分されたミニカーが損害になりますが、その損害額は、原則として、不法行為時の交換価格、すなわち、処分時のミニカーの市場価格となります。古いミニカーであれば、あまり価格は期待できないと思いますが、仮にプレミアムがつき高値で取引されていたミニカーがあれば、その価格が損害になり得ます（損害額の立証責任はAさんにあります）。

では、Aさんが、ミニカーの損害額だけでは納得できないとして、長年のコレクションを失ったことに対する精神的損害（慰謝料）の賠償を請求した場合、認められるのでしょうか。

残念ながら、日本の裁判において、物損に関する慰謝料請求が認められることはほぼありません。これは、一般的には、財産上の損害が賠償されることにより同時に物損に関する精神的苦痛も慰謝されると考えられているからです。例外的に物損に対して慰謝料請求が認められるのは、ペットや墓石等、被害者が被害物について特別な感情を抱くことが社会通念上相当であると言えるような特別の事情がある場合に限定されています。Aさんにとって、ミニカーはとても大事だったのかもしれませんが、それを処分されたことについて、慰謝料請求をすることは非常に難しいでしょう。

最後に、Aさんがミニカーを勝手に捨てた妻に対し、離婚を請求することはできるのでしょうか。離婚請求が認められるか否かは、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法第770条第1項第5号）に該当するかが問題になります。いろいろな考え方があるとは思いますが、ミニカーが部屋を占拠しており、子育てに支障が生じたこと、妻から再三にわたり処分するよう言われていたにもかかわらず、Aさんが無視していたこと等の事情を考慮すると、離婚事由には該当せず、離婚請求は認められない可能性が高いでしょう。



執筆者プロフィール

寺中 麗子（てらなか・れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会）。

早稲田大学法学部・首都大学東京法科大学院卒業。

所属：東京リベルテ法律事務所

趣味はゴルフ、料理。